

※別添写しについては、添付を省略しています。

別添

消表対第1984号
令和3年12月22日

株式会社G S D
代表取締役 横倉 清治 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第8条第1項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、貴社が供給する「G S D-209N」と称する型式の「ION MEDIC O-RELA」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第8条第1項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

株式会社G S D（以下「G S D」という。）は、課徴金として金269万円を令和4年7月25日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば、G S Dが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第8条第3項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示と推定されるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

- (1)ア 景品表示法第8条第1項に規定する課徴金対象行為に係る商品は、本件商品である。
- イ(ア) G S Dが前記1の課徴金対象行為をした期間は、平成31年4月1日から令和2年2月29日までの間である。
- (イ) 本件商品について、G S Dが前記1の課徴金対象行為をやめた後そのやめた日

から 6 月を経過する令和 2 年 8 月 31 日までの間に最後に取引をした日は、令和 2 年 8 月 29 日である。

(ウ) 前記(ア)及び(イ)によれば、前記 1 の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 8 月 29 日までの間である。

ウ 前記イ(ウ)の課徴金対象期間に取引をした本件商品に係る GSD の売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令(平成 21 年政令第 218 号)第 1 条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、8974 万 2000 円である。

エ GSD は、本件商品について、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を有することなく、前記 1 の課徴金対象行為をしていたことから、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第 8 条第 1 項第 1 号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。

(2) 前記(1)の事実によれば、GSD が国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第 8 条第 1 項の規定により、前記(1)ウの本件商品の売上額に 100 分の 3 を乗じて得た額から、同法第 12 条第 2 項の規定により、1 万円未満の端数を切り捨てて算出した 269 万円である。

よって、GSD に対し、景品表示法第 8 条第 1 項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

＜法律に基づく教示＞

1 行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 82 条第 1 項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第 2 条、第 4 条及び第 18 条第 1 項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第 18 条第 2 項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

2 行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)第 46 条第 1 項の規定に基づく教示
訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第 11 条第 1 項及び第 14 条第 1 項の規定に基づき、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注 1) 行政事件訴訟法第 14 条第 2 項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起

することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

- 1 株式会社G S D（以下「G S D」という。）は、山形県新庄市金沢1573番地の3に本店を置き、電気機械器具等の製造販売業等を営む事業者である。
 - 2 G S Dは、「G S D-209N」と称する型式の「ION MEDIC O-RELA」と称する商品（以下「本件商品」という。）を自ら又は他の事業者を通じて一般消費者に販売している。
 - 3 G S Dは、本件商品に係るパンフレット、自社ウェブサイト及び自社ブログの表示内容を自ら決定している。
- 4(1) G S Dは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり
- ア 平成31年4月1日から令和2年2月29日までの間に配布したパンフレットにおいて、別表1「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を使用すれば、本件商品によって発生するマイナスイオンの作用により、20畳から30畳の空間において、空気中に浮遊するウイルス、菌、ダニの死骸やフンなどのアレルギー物質を分解し不活性化する効果、浮遊するインフルエンザウイルスを99.9%除去する効果、浮遊するカビ菌の分解、除去及び付着したカビ菌の成長の抑制をする効果、並びに衣類等の付着臭を分解、除去する効果が得られるかのように示す表示をしていた。
 - イ 「ION MEDIC O-RELA」と称する自社ウェブサイトにおいて、令和2年2月14日に、別表2「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品のマイナスイオンの発生量は1000万個／cm³以上であって、本件商品を使用すれば、本件商品によって発生するマイナスイオンの作用により、20畳から30畳の空間において、PM2.5、花粉、黄砂等を分解する効果、黄色ブドウ球菌、腸炎ビブリオ菌、サルモネラ菌及びレジオネラ菌を不活性化する効果、ウイルス感染を予防する効果、浮遊するインフルエンザウイルスを99.9%除去する効果、脱臭効果、並びに新型コロナウイルス感染を予防する効果が得られるかのように示す表示をしていた。
 - ウ 「Ameba」と称するウェブサイトにおける「PockyBear」と称する自社ブログにおいて、令和2年2月14日に、別表3「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を使用すれば、本件商品によって発生するマイナスイオンの作用により、新型コロナウイルスを不活性化する効果、空気中に浮遊するウイルス、菌、ダニの死骸やフンなどのアレルギー物質を分解し不活性化する効果、及び浮遊するインフルエンザウイルスを99.9%除去する効果が得られるかのように示す表示をしていた。
- (2) 消費者庁長官は、前記(1)の表示について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第8条第

3項の規定に基づき、G S Dに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、G S Dは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

(3) G S Dは、前記(1)アの表示について、別表4「表示内容」欄記載のとおり表示していたが、当該表示は、小さな文字で記載されているものであること等から、一般消費者が前記(1)アの表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

別表1

表示内容
<ul style="list-style-type: none"> ・「大切な人を守りたいから、空気を洗って快適なお部屋作り。 ウィルス 菌 ダニの死骸 ニオイ」、「空気中に浮遊するウィルス・菌・ダニの死骸やフンなどのアレル物質を分解し不活性化！」及び「今こそ頼りになるオーリラ オーリラは、人体に大きな影響を与える空気中の有害物質や、生命の危険を伴うウイルスを分解・除去することが実証されております。 ●PM2.5・PM1.0等の大気汚染物質 ●ダイオキシン ●花粉 ●黄砂 ●RSウィルス ●マイコプラズマ ●黄色ブドウ球菌 ●腸炎ビブリオ菌 ●サルモネラ菌 ●レジオネラ菌」 ・「イオンメディックオーリラだから出来る “マイナスイオン” 拡散技術” と” 長寿命” の秘密」、「マイナスイオンの生息時間が 60～90秒と長く広いお部屋の隅々まで届きます。」及び「(マエダ山形方式) 電子をホッピングさせ水分子クラスターに電子を保持させることにより室内でのマイナスイオン寿命が安定することで、寿命時間を 60～90秒と長く出来る特性を作り出せます。マイナスイオンの寿命が長いからオーリラのファンでお部屋のすみずみまで行き渡らせることができます。」 ・「-実証- マエダ山形方式マイナスイオンがインフルエンザウィルス 99.9% 除去する事が証明されました。 (空中浮遊菌)」及び「大阪府(財)日本食品分析センター彩都研究所微生物研究課にて 2010年1月28日にA型インフルエンザウィルスの空中浮遊菌を <u>99.9%除去</u>する事が証明されました。」 ・「1 空気中の浮遊菌をスピーディに分解・除去」及び「浮遊菌やアレル物質 (花粉やダニのフン・死がいなど) をマイナスイオンと浮遊しているプラスイオンが包み込む。浮遊菌のスパイク状の突起タンパク質を分解して除去し作用を低減します。」との記載並びにこれらの記載のイメージイラスト ・「2 浮遊カビ菌を分解・除去 付着したカビ菌の成長抑制」及び「浮遊カビをマイナスイオンが包み込み、菌表面の細胞膜のタンパク質を切断して分解し活動を抑制します。イオンメディック『オーリラ』なら付着しているカビの活動を抑制する。」との記載並びにこれらの記載のイメージイラスト ・「3 付着臭の分解・除去」及び「衣服に付いた嫌なニオイ物質の成分を分解、消臭します。カーテン・ソファー・ベッドなどに、染み付いた嫌なニオイも脱臭します。」との記載並びにこれらの記載のイメージイラスト ・「■仕様一覧」との記載と共に、本件商品の画像、「型式」及び「GSD-209N」、「適性場所」、「こんな所にオススメです！」及び「車 玄関 書斎 子供部屋 トイレ 寝室」、並びに「適用面積」及び「約 20～30畳」 ・「『車』『ワンルーム』『旅行』にウィルスから快適なプライベート空間を守ります。」及び本件商品の画像と共に、「ご旅行、出張でも、ビジネスホテルの残臭などを、すばやく解消します。」

(別添写し1)

別表2

表示箇所	表示内容
トップページ (www.o-rela.com/index.html) ※本別表では、ハイパーリンク機能が有効になる場合があるため、URLの一部 (http:// 又は https://) を削除し、加工して記載しています。	<ul style="list-style-type: none"> 「PM2.5、黄砂・花粉に関してオーリラの効果等の説明」、「◆PM2.5に関しては、超微粒子に色々な悪性の成分が付着し、含まれておりますが、PM2.5の主な原因である車の排気ガスに含まれるNOXなどは、オーリラによって90%を分解できます。 (前・山形工業技術センター勤務: [REDACTED]先生より) 他の成分に対しても同様90%ぐらいは分解できるとの事です。当社のオーリラの特徴として、空气中に含まれる水分に電子を保持させるため空気より重い電子{マイナスイオン}に変化させ、PM2.5などに含まれる成分を上記のように分解し、又微粒子をキャッチして下に落とす作用があります。」、「◆PM2.5・黄砂・花粉などは、空气中においてプラスチャージしている物質であり当社オーリラの電極間を通過すればすべて分解できますが、電極間を通過しない物質はH2O-が+に付着するためその間に分解します。」及び「◆静電気レベルでの電極の構造を持っているため、分解の難しい物は、電子スパークで分解し、ウィルス等はその空間に存在できません。」 「【オーリラ】は黄色ブドウ球菌・腸炎ビブリオ菌・サルモネラ菌・レジオネラ菌を始めとするウィルスのほとんどを30分から90分で不活性化し、ウィルス除去への抜群の効果を発揮します。つまり、【オーリラ】はウィルス感染の予防に最適であるということ。『予防ワクチンがない』『効果的な治療薬がない』『6カ月未満では重症化しやすい』 そんなウィルスには、マスクや手洗いだけの予防から、空気そのものを洗うことでの予防へ。 ぜひご検討ください！」 「空中浮遊菌除去 マエダ山形方式マイナスイオンがインフルエンザウィルス99.9%除去する事が証明されました。 (空中浮遊菌) 大阪府(財)日本食品分析センター彩都研究所微生物研究課にて2010年1月28日にA型インフルエンザウィルスの空中浮遊菌を<u>99.9%除去</u>する事が証明されました。」 「大切な人を守りたいから、空気を洗って快適なお部屋作り。 ウィルス 菌 ダニの死骸 ニオイ」及び「<u>新型インフルエンザ!</u> 症状は“かぜ”と似ている、でも甘く見ていると重症化することもある怖い病気です！ 新型インフルエンザや花粉症対策に！ マスクが出来ない乳児は、どうやって新型インフルエンザ（豚インフルエンザ）の対策をしよう？ 花粉症やノロウィルスも怖いし・・・ とお考えのお母さんお父さんに最適！ 黄色ブドウ球菌・腸炎ビブリオ菌・サルモネラ菌・レジオネラ菌を始めとするウィルスのほとん

	<p>どを30分から90分で不活性化します。また、弊社のイオンメディック【オーリラ】は <u>インフルエンザウィルス・ノロウィルス</u> 等への抜群の効果を発揮します。」</p> <p style="text-align: right;">(別添写し2-1)</p>
<p>トップページの「製品詳細」との記載をクリックして表示されるウェブページ (www.o-rela.com/seihin.html)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「PM2.5、黄砂・花粉に関して」、「◆PM2.5に関しては、超微粒子に色々な悪性の成分が付着し、含まれておりますが、PM2.5の主な原因である車の排気ガスに含まれるNOXなどは、オーリラによって90%を分解できます。(前・山形工業技術センター勤務:■先生より)他の成分に対しましても同様90%ぐらいは分解できるとの事です。当社のオーリラの特徴として、空気中に含まれる水分に電子を保持させるため空気より重い電子{マイナスイオン}に変化させ、PM2.5などに含まれる成分を上記のように分解し、又微粒子をキャッチして下に落とす作用があります。」、「◆PM2.5・黄砂・花粉などは、空気中においてプラスチャージしている物質であり当社オーリラの電極間を通過すればすべて分解できますが、電極間を通過しない物質はH2O-が+に付着するためその間に分解します。」及び「◆静電気レベルでの電極の構造を持っているため、分解の難しい物は、電子スパークで分解し、ウィルス等はその空間に存在できません。」 「GSD-209Nの特徴」、「●マイナスイオンの量1,000万個以上/cm³放出」、「●マイナスイオンの寿命時間が60秒~90秒と長い。」、「●空中浮遊菌に対して効果が大である。」、「●脱臭効果にすぐれている。」及び「●適用面積の目安20畳から30畳。」 <p style="text-align: right;">(別添写し2-2)</p>
<p>トップページの「新型コロナウイルスの対策について」との記載をクリックして表示されるウェブページ (o-rela-corona.studio.design/)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「新型コロナウイルスについて」、「新型コロナウイルスについて、皆さんはどのような予防策をご存知ですか?」、「現在、スーパーではマスクの品切れが発生しています。でも、赤ちゃんはマスクをする事ができません。実はマスクをする事も大切ですが…『うがい手洗い』が、、、、いちばん効果的!!!!」、「今こそ頼りになるのは、マイナスイオン オーリラ のパワーです!!!!」、「マイナスイオンは、空気中に浮遊したウイルスを包み込み、分解して活動を『不活性化』します！」との記載と共に、これらの記載のイメージイラスト、「『予防のためのワクチンが無い』『感染後の効果的な治療薬もない』 感染したときは対症療法しかない！→ 感染しないよう予防対策をしっかり行うことが大切！！【オーリラ】は、黄色ブドウ球菌・腸炎ビブリオ菌 サルモネラ菌・レジオネラ菌を始めとする菌やウイルスのほとんどを30分から90分で不活性化し、ウイルス除去への抜群の効果を発揮します！！」との記

載と共に、マイナスイオンが菌やウイルスを攻撃するイラスト、「つまり、、、【オーリラ】は、ウイルス感染の予防に最適であるということ！！」、「『予防ワクチンがない』『効果的な治療薬がない』『生後6カ月未満では重症化しやすい』そんなウイルスには、マスクや手洗いだけの予防から、空気そのものを洗うことでの予防へ。今こそ頼りになるオーリラ！！」、「オーリラのマイナスイオンは、肺機能を高め炭酸ガスの排出を促進し、酸素交換率を高めます。肺で酸素交換がスムーズに行われると風邪や肺炎も回復に向かいます。」及び「また、オーリラはインフルエンザウイルス、ノロウイルスに効果絶大！！」、並びに「オーリラ体験談 その1 あるキノコ農家さんは、キノコの胞子が肺に入ってしまい肺を悪くして生産農家を辞めなければいけなかつたが、オーリラを導入してから、医者から『生産農家を辞めたのか？』と言われるくらい、肺がキレイになっていた、とのお声を頂きました！」、「オーリラ体験談 その2 N P O 法人 [REDACTED] [REDACTED] 先生の依頼で [REDACTED] 市避難所等8カ所にオーリラを設置。[REDACTED] は元々お医者様であり、インフルエンザの蔓延を危惧していたが、『インフルエンザにならずに助けられた』と、感謝状を頂きました！！」、「オーリラ体験談 その3 子供たちがインフルエンザ、結膜炎になった際、同じ保育園に通っていた兄弟たちも自宅待機に。自宅待機中は、インフルエンザ、結膜炎の子供たちと同じ部屋で過ごしていましたが、『誰ひとり感染する事なく、すぐに元気になりました！』と、感謝の声を頂きました！！」、「このように、オーリラは全てのウイルス・菌にたいへん効果的！！！なのです。」、「イオンメディックオーリラの実績」、「イオンメディックオーリラは、2003年の中中国各地でS A R S（コロナウイルス）が流行した際、[REDACTED] [REDACTED] からの要請で北京市内の小学校へオーリラ100台をお貸しました。そして、S A R Sに対する絶大な効果を発揮、その後終息しオーリラの効果を大変喜ばれ、そのままオーリラを寄贈させて頂きました。」、「そして、インフルエンザ流行前に、オーリラを導入して頂いた『[REDACTED]』では、各地の学校で学級閉鎖が増えるなか、一人の感染者も出す事はありませんでした。また、他の感染症も発症すること無く、現在でも園内感染”ゼロ”を更新中です。」、「また、日本食品分析センターでオーリラによる、浮遊するインフルエンザウイルスを99.986%不活性化という証明があります。」、「[実証] マエダ山形方式マイナスイオンがインフルエンザウイルス（空中浮遊菌）を99.9% 除去する事が証明されました」との記載と共に、「財団法人日本食品分析センター」作成

の「ウイルス不活性化試験」の「試験報告書」の画像、「その後、残ったウイルスは空气中を循環し、オーリラの電極を通過することで全てのウイルスを不活性化することができます。 オーリラの開発をご指導して頂いた物理学者の [REDACTED] 先生の研究データをふまえて『全ての菌、ウイルスに絶大な効果がある』というお言葉を頂戴しております。」及び「有効なワクチンが無い新型コロナウイルス 現在、新型コロナウイルスには有効なワクチンがありません。 もし、新型コロナウイルスを発症してしまった場合は、対症療法（疾病の原因に対してではなく、主要な症状を軽減するための治療）を行う事しかできません。 だからこそ、ウイルス感染を防ぐ事を徹底し、自身や家族を守らなければなりません。 小さなお子さんはしっかりと感染予防ができますか？ 赤ちゃんはマスクをする事ができません。 大切な家族を守るために、ぜひイオンメディックオーリラをお使いいただき、効果を実感していただきたいと思います。」

（別添写し2-3）

別表3

表示内容
<ul style="list-style-type: none"> ・「今一番欲しい一台！コロナウィルスにも有効マイナスイオン発生器」及び「今一番欲しい一台 話題のマイナスイオン発生器 新型コロナウィルスにも有効」 ・「大切な家族のために 大切な人を守りたいから、空気を洗って快適なお部屋作り。 ウィルス 菌 ニオイ ダニの死骸 空気中に浮遊するウィルス・菌・ダニの死骸やフンなどのアレル物質を分解し不活性化！」 ・「1 空気中の浮遊菌をスピーディに分解・除去 浮遊菌や荒れる物質（花粉やダニのフン・死がいなど）をマイナスイオンと浮遊しているプラスイオンが包み込む。浮遊菌のスペイク状の突起タンパク質を分解して除去し作用を低減します。」との記載と共に、これらの記載のイメージイラスト ・「実証 マエダ山形方式マイナスイオンがインフルエンザウィルス（空中浮遊菌）を99.9% 除去する事が証明されました」との記載と共に、「財団法人日本食品分析センター」作成の「ウイルス不活性化試験」の「試験報告書」の画像 ・「イオンメディックオーリラだからできる マイナスイオンの”拡散技術”と”長寿命”の秘密」、「マイナスイオンの生息時間が長寿命の『マエダ山形方式』」及び「寿命が長いからお部屋のすみずみまで行き届きます」

(別添写し3)

別表4

表示内容
<ul style="list-style-type: none">・「注）全ての有害物質ウィルスを分解・除去できる訳ではありません。」・「●実際のイオン個数と生息時間や除菌効果は、お部屋の状況や使い方によって異なります。當時発生しているニオイ成分（建材臭・ペット臭等）はすべて除去できるわけではありません。」・「●浮遊ウィルス等を分解・除去する機能はありますが、これによって無菌状態が作られるものではありません。また、感染予防を保証するものでもありません。」・「浮遊ウィルス等を分解・除去する機能はありますが、これによって無菌状態が作られるものではありません。また、感染予防を保証するものでもありません。」・「●浮遊ウィルス等を分解・除去する機能はありますが、これによって無菌状態がつくれるものではなく、感染予防を保証するものではありません。」